

○清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例

平成27年 3 月27日 条例第 5 号

改正

平成29年 3 月28日 条例第 5 号

令和 6 年12月27日 条例第33号

清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の46第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるものとする。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第 2 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第 1 号被保険者若しくは第 2 号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が選任する者により構成されるものをいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1 人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。）その他これに準ずる者 1 人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、

当該区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、同項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の専らその職務に従事する常勤の職員を置くことができる。この場合において、一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、少なくとも2人とし、同項各号に掲げる職員のうちからそれぞれ1人とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、地域包括支援センターの効率的な運営に支障があり、又は地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会が認めるときは、地域包括支援センターの職員及び当該職員の員数は、次の表の左欄に掲げる当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職員及び員数とすることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	職員及び当該職員の員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（その他の基準）

第3条 前条の規定による基準以外の基準は、次に掲げるものとする。

- （1） 地域包括支援センターは、前条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。
- （2） 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第5号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例第2条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号

附 則（令和6年12月27日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）
- 2 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年清須市条例第4号）の一部を次のように改正する。